

## 第1章

# 保険契約、グローバル・ミニマム課税など 強制適用・早期適用可能な 基準の概要

### 【この章のエッセンス】

- 2023年度から強制適用される新たなIFRS会計基準は、IFRS 17号「保険契約」である。この基準は保険会社以外にも適用される可能性がある。
- 早期適用可能なIFRS会計基準として、2023年中にサプライヤー・ファイナンス契約および通貨の交換可能性が欠如した場合に対処するためのIFRS会計基準の修正がある。これらについて、会計処理および開示に与える影響を確認しておきたい。

## はじめに

本章では、2023年12月期また

は2024年3月期(以下、「2023年度」という)より強制適用が要求されるまたは早期適用可能なIFRS会計基準の概要について説明する。2023年度に新たに強制適用される基準としては、IFRS 17号「保険契約」(以下、「IFRS 17号」という)がある。この基準は保険会社以外にも適用される可能性があり、適用対象となる契約を有する企業はその準備が重要であると考えられる。そこ

で、本章では、IFRS 17号の保険会社以外に関連すると考えられる部分を中心に2023年度より強制適用される会計基準の概要を説明し、2023年10月末時点における公表済未発効の会計基準の概要についても説明する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、PW C Japan有限責任監査法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## 2023年度より強制適用されるIFRS会計基準の概要

2023年度より強制適用されるIFRS会計基準は図表1のとおりである。図表1のなかで、2023年5月にIASBが公表したIAS 12号「法人所得税」の修正「国際的な

税制改革―第2の柱モデルルール」については、わが国では2023年6月2日に金融庁により連結財務諸表規則93条に規定する指定国際会計基準として指定する旨の告示が行わ

(図表1) 2023年度より強制適用される新設または修正されたIFRS会計基準

項目	内容	強制適用日 (以後開始事業年度より適用)
IFRS17号「保険契約」 (「IFRS17号の修正」も含む)	本文参照	2023年1月1日
IAS12号「法人所得税」の修正	「国際的な税制改革-第2の柱モデルルール」	本文参照
IAS12号「法人所得税」の修正	単一の取引から生じる資産及び負債に係る繰延税金	2023年1月1日
IAS1号「財務諸表の表示」およびIFRS実務記述書2号「重要性の判断の行使」の修正	会計方針の開示	2023年1月1日
IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正	会計上の見積りの定義	2023年1月1日

(出所) 筆者作成

れていることから、2023年3月決算会社のうち当該日以降を公表承認日とするIFRS連結財務諸表においては、当該修正のうち、第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金の会計処理に対する一時的な例外が適用されている。そのため、2024年3月期から強制適用されるIFRS会計基準には影響を受け